

別紙

「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、

- 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において、使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき
- 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載行為に係る指示を受けた者である場合
- 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

などである。